

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月31日から同年11月1日まで
私は平成12年11月1日にA社からB社に異動になったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。両社は同一の事業主であり、私は会社の指示で異動しただけなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び複数の同僚の証言から、申立人は、A社に継続して勤務（同社から同社の親会社であるB社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、同僚は申立人が平成12年10月31日までA社に勤務していたと供述している上、B社の人事担当者及び元社会保険事務担当者は、いずれも資格喪失日を同年11月1日とすべきところ、当時のA社の事務員が間違っって同年10月31日として届出した旨の供述をしていることから、A社での資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年10月の随時改定に係るオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が保有する平成12年11月分の増減内訳書によれば、申立人に係る同年10月分の保険料は一旦納付されたものの、同年11月分の保険料に充当されていることが確認できることから、事業主は、申立期間に

係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年4月11日と認められ、かつ、資格喪失日は、22年7月10日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から23年3月1日まで
昭和21年1月から23年2月末までA社に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚が申立人を記憶している上、同僚の一人は、自分が入社した時（資格取得日は昭和21年4月11日）には、既に申立人は勤務していた旨述べていることから、申立人は、申立期間のうち、遅くとも昭和21年4月11日には同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の勧めで途中入社したとする同僚は、申立人より先に退職（資格喪失日は昭和22年7月10日）した旨述べていることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和22年7月9日までは勤務していたことが推認できる。

一方、現存するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、昭和23年の書き換え時の被保険者名簿であり、当初の被保険者名簿は23年*月に発生したB県C部D課（現在の年金事務所）の火災により焼失し、焼失時に在職していた者及び焼失直前に退職した数人を対象に復元されたものであることが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿については、申立期間の始期の前後3か月間を確認したところ、欠番の箇所が散見できるなど、

被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、昭和 23 年*月の火災により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 22 年 7 月 10 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 11 日までの期間及び 22 年 7 月 10 日から 23 年 3 月 1 日までの期間については、複数の同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた旨の供述を得ることができなかった。

また、A 社は既に解散しており、申立期間当時の事業主の連絡先が不明なことから、申立人の勤務期間について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①、②及び③については44万円、申立期間④については65万円、申立期間⑤については56万5,000円、申立期間⑥については55万6,000円、申立期間⑦については51万円、申立期間⑧については64万1,000円、申立期間⑨及び⑩については62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月15日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月15日
⑩ 平成19年12月20日

私は、申立期間についてA社において賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、賞与支払届の提出が遅延したため時効が成立し年金給付に反映されないことから、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与支払明細書及びB会計事務所が保管する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人が保管する賞与支払明細書及びB会計事務所が保管する所得税源泉徴収簿から、申立期間①、②及び③については44万円、申立期間④については65万円、申立期間⑤については56万5,000円、申立期間⑥については55万6,000円、申立期間⑦については51万円、申立期間⑧については64万1,000円、申立期間⑨及び⑩については62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については26万円、申立期間②及び③については32万円、申立期間④については34万円、申立期間⑤については35万円、申立期間⑥については34万1,000円、申立期間⑦については25万円、申立期間⑧については35万円、申立期間⑨及び⑩については34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月15日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月15日
⑩ 平成19年12月20日

私は、申立期間についてA社において賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、賞与支払届の提出が遅延したため時効が成立し年金給付に反映されないことから、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する賞与支払明細書から、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業所から提出された賞与支払明細書等において確認できる賞与額及び保険料控除額により、申立期間①については26万円、申立期間②及び③については32万円、申立期間④については34万円、申立期間⑤については35万円、申立期間⑥については34万1,000円、申立期間⑦については25万円、申立期間⑧については35万円、申立期間⑨及び⑩については34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については9万7,000円、申立期間②については15万円、申立期間③については20万円、申立期間④については24万円、申立期間⑤については34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月15日
⑤ 平成19年12月20日

私は、申立期間についてA社において賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、賞与支払届の提出が遅延したため時効が成立し年金給付に反映されないことから、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する賞与支払明細書及び賞与支給明細票から、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業所から提出された賞与支払明細書等において確認できる賞与額及び保険料控除額により、申立期間①については9万7,000円、申立期間②については15万円、申立期間③については20万円、申立期間④については24万円、申立期間⑤については34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和49年12月から51年6月までを8万円、51年7月を9万2,000円、51年11月から52年1月までを9万2,000円、52年4月から53年1月までを11万8,000円、53年2月及び同年3月を12万6,000円、53年4月及び同年5月を11万8,000円、53年6月を12万6,000円、53年7月から同年9月までを15万円、53年10月から同年12月までを14万2,000円、54年1月から同年3月までを18万円、54年4月から同年6月までを17万円、54年7月から同年9月までを15万円、54年10月から55年3月までを16万円、55年4月から同年9月までを17万円、55年10月から同年12月までを15万円、56年1月から同年3月までを20万円、56年6月及び同年7月を18万円、56年8月から同年12月までを19万円、57年1月から58年12月までを20万円、59年4月から同年9月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から60年1月1日まで
A事業所（現在は、B社）に勤務していた期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚から提出された給与支払明細書等により推認できる申立人の標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚から提出された給与支払明細書等において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち昭和 49 年 12 月から 51 年 6 月までを 8 万円、51 年 7 月を 9 万 2,000 円、51 年 11 月から 52 年 1 月までを 9 万 2,000 円、52 年 4 月から 53 年 1 月までを 11 万 8,000 円、53 年 2 月及び同年 3 月を 12 万 6,000 円、53 年 4 月及び同年 5 月を 11 万 8,000 円、53 年 6 月を 12 万 6,000 円、53 年 7 月から同年 9 月までを 15 万円、53 年 10 月から同年 12 月までを 14 万 2,000 円、54 年 1 月から同年 3 月までを 18 万円、54 年 4 月から同年 6 月までを 17 万円、54 年 7 月から同年 9 月までを 15 万円、54 年 10 月から 55 年 3 月までを 16 万円、55 年 4 月から同年 9 月までを 17 万円、55 年 10 月から同年 12 月までを 15 万円、56 年 1 月から同年 3 月までを 20 万円、56 年 6 月及び同年 7 月を 18 万円、56 年 8 月から同年 12 月までを 19 万円、57 年 1 月から 58 年 12 月までを 20 万円、59 年 4 月から同年 9 月までを 22 万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 46 年 9 月から 49 年 11 月までについては、申立人並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚は共に給与支払明細書等を所持しておらず、また、B 社は、当該期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、当該期間当時における保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間のうち昭和 51 年 8 月から同年 10 月まで、52 年 2 月及び同年 3 月、56 年 4 月及び同年 5 月、59 年 1 月から同年 3 月まで、59 年 10 月から同年 12 月までについては、申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚の給与支払明細書等により認定できる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同様の業務内容及び勤務形態で勤務していた同僚の給与支払明細書等において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておら

ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から49年3月まで
父親が私の国民年金の加入手続をし、婚姻するまでの期間の保険料についても、父親が町内会を通じて納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付をしていたとしており、それらに申立人自身は直接関与していない上、その父親も既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和49年4月頃、新姓で払い出されていること、及びその際に被保険者資格を20歳到達時に遡って取得したことが確認できるほか、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間当時にその父親が町内会の集金を通じて保険料を納付することは困難であったと思われる。

さらに、申立人の同居家族で申立期間に国民年金に加入していた者がほかにいないなど、周辺事情は乏しい上、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで
昭和53年4月に結婚し、妻はA区、私はB区役所に国民年金保険料を現金で支払っていた。私は支払った事実を明白に覚えているので、記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その番号の前後のオンライン記録から、昭和54年1月頃にB区で払い出されたと推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金保険料は、B区で国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、昭和52年3月から53年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となることから、区役所が現年度以外の保険料を収納したとは考え難いところ、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B区役所の窓口で、毎回納期分を現金で納めた記憶しかなく、遡って一括納付した覚えは無いと述べている。

さらに、国民年金保険料を完納している申立人の妻は、保険料納付について夫婦別々に納付し、申立人の保険料納付に関わっていないと述べている。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から同年7月31日まで
平成5年2月からの標準報酬が22万円から14万2,000円に下がっているが、賃金が下がったことはないので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち申立期間における標準報酬月額が下がっていることについて申し立てているが、同社は申立人に係る賃金台帳等の資料を保有していないこと、及び申立人も給与明細書を保有していないことから、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、事業主は、「満60歳到達時に雇用契約の変更等により給与の見直し等を実施していた。申立人は、社員として勤務後、平成4年*月*日に満60歳の定年に到達し、翌日からフルタイムパートとして再雇用。勤務時間は社員と同じ。」と回答している上、A社の担当者は、申立人は再雇用後に月給者から日給者となり賃金が低下したので、平成4年11月、同年12月及び5年1月の3月間の賃金の平均で同年2月の随時改定を行ったことを記憶している旨述べているとともに、随時改定については、固定的賃金に変動のあった月以後継続した3月間に受けた報酬の総額を平均した額が、その前の標準報酬月額と比べて、2等級以上の差が生じた場合に4か月目に改定されるところ、オンライン記録によると、5年2月1日からの標準報酬月額が改定されたことが確認できることから、事業主等の回答及び社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、B厚生年金基金が提出した申立人に係る厚生年金基金加入員台帳を確認したところ、平成4年10月1日に定時決定22万円、5年2月1

日に随時改定 14 万 2,000 円と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 15 日から 62 年 8 月 21 日まで
② 昭和 63 年 2 月 21 日から平成 3 年 7 月 1 日まで

私は申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の供述及び申立人が保有するA社の名刺から、申立人が同社に営業員として在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、連絡先が判明し供述を得ることができた同僚は、いずれも申立人を記憶していないことから、勤務期間が確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、申立人が記憶する6人の同僚のうち、一般事務員の氏名は確認できたが、他の5人の営業員の名字はいずれも確認できない上、オンライン記録により、同社で厚生年金保険の加入記録がある者で連絡先の判明した15人のうち、回答のあった11人はいずれも営業員以外の職種であることから、同社においては、申立期間当時、営業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によれば、A社の厚生年金保険の新規適用日は昭和60年6月1日であり、適用事業所でなくなった日は62年4月30日であることから、申立期間①における一部の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人は申立期間①のうち、58年1月から59年3月まで国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間①のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、同社は新規適用後昭和62年4月30日に全喪するまでに56人が被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人の氏名は確認できない上、健保番号は順番に払い出されており、欠番

は無い。

その上、申立人が記憶する厚生年金保険の記録が確認できた一般事務員については、雇用保険にも加入しているが、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②について、申立人は「昭和 63 年分の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、辞令及び賞状を保有しているが、「昭和 63 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」によると、B社から申立人に報酬が支払われているものの、税金のみが源泉徴収されており、厚生年金保険料が控除されていないこと、及び申立人が支払を受けていた報酬は販売手数料であったことが確認できる。

また、複数の同僚等は、当時の営業員の雇用形態は業務委託であり、厚生年金保険には加入できなかった旨の供述をしている。

さらに、申立人は申立期間②のうち、平成 2 年 9 月から 3 年 6 月まで国民年金の保険料を納付している。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

また、A社及びB社は既に解散しており、両社の事業主は連絡がとれない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 16 日から 45 年 4 月 1 日まで
私の A 県 B 事業所に係る厚生年金保険記録は、資格取得日が昭和 42 年 6 月 20 日で資格喪失日が 43 年 8 月 16 日となっている。しかし、同所の臨時職員として退所したのは 45 年 3 月 31 日であり資格喪失日が相違している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県 C 部 D 課から提出された昭和 44 年度の A 県 B 事業所の臨時職員任用台帳に、申立人の予定雇用期間が昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで、同年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日まで、同年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、45 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日までと記載されており、申立期間のうち当該期間に同所と雇用関係があったことは確認できる。

しかし、A 県 C 部 D 課から提出された昭和 43 年度の A 県 B 事業所の臨時職員任用台帳には申立人の名前が記載されておらず、44 年度の同所の臨時職員任用台帳にも昭和 44 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間及び 45 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間については申立人の予定雇用期間が記載されていないことから、申立期間のうち 43 年度及び 44 年度の一部期間については同所での雇用関係は確認できない。

また、複数の同僚の供述から、申立期間当時に A 県 B 事業所は、同所、同所 E 支所及び同所 F 支所の 3 か所の勤務地が有り、各勤務地に臨時職員が一人ずつ勤務していたことがうかがえるが、A 県 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日である昭和 43 年 8 月 16 日以降の被保険者は一人（44 年 4 月 22 日資格喪失）であり、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い臨時職員が複数確認できる。

さらに、A 県 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票による

と、昭和44年4月22日以降に被保険者であった者は一人もいないことが確認できる上、事業所番号等索引簿にも、同所が厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び46年5月1日に別の整理記号で再度適用事業所となっていることが記載されていることから、申立期間のうち44年4月22日以降に適用事業所であった状況はうかがえない。

加えて、A県C部D課は、厚生年金保険の被保険者期間及び保険料控除が確認できる資料は無い旨の回答をしており、申立人のA県B事業所における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 5 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間にA社で勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚が、申立人は結婚した時にA社で勤務していた旨述べていることから、勤務の始期は確認できないが、申立人は申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立期間に係る人事記録及び賃金台帳等の資料を保有していないと回答している上、申立人も、申立期間当時の給与明細書等を保有していないことから、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は、A社で新規に厚生年金保険被保険者番号が払い出されているところ、申立人と資格取得日（昭和 40 年 11 月 1 日）が同一である同僚と厚生年金保険被保険者記号番号は連番で払い出されていることから、申立期間に申立人の資格取得届が同社から提出された形跡はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 23 日まで
平成 2 年度の資格取得期間が平成 2 年 6 月 24 日から 3 年 3 月 25 日までとなっているが、辞令のとおり、2 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日までの期間及び同年 5 月 8 日から同年 6 月 23 日までの期間も勤務している。2 か月少ないので、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 委員会の辞令及び B 事業所が提出した人事関係資料から、申立人は申立期間に同委員会に任用され、C 学校において臨時的任用講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、B 事業所は、申立期間当時の臨時的任用講師についての厚生年金保険への加入手続及び申立人の厚生年金保険への加入手続や保険料控除については、資料は廃棄済みであり不明である旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間以外にも、A 委員会に任用され、臨時的任用講師として勤務している期間があるが、当該任用期間は D 事業所（現在は、B 事業所）に係る厚生年金保険の加入記録が有り、同様に雇用保険の加入記録が有るものの、申立期間については、雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立期間当時に臨時的任用講師として各学校に勤務していた複数の者も、一部任用期間について厚生年金保険の加入が確認できないことから、事業主は、臨時的任用講師について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月2日から34年3月31日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和29年2月1日に喪失したことになるが、34年3月31日まで配送等を行うオート三輪の運転手として同社に勤務していたので、記録が無いことに納得がいかない。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社でオート三輪の運転手として配送等の業務を行っていたと申し立てている。

しかしながら、申立期間においてA社に厚生年金保険被保険者記録がある同僚のうち連絡先の判明した4人に照会したところ、当該同僚のうち二人は申立人を記憶しているものの、申立人の退職時期を記憶しておらず、ほかの同僚二人のうち昭和33年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している一人は「申立人を知らない。私が入社した当時、会社にオート三輪は無く、配送業務には四輪トラックを使用していた。また、運転手は申立人ではなかった。」と供述しているほか、29年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している一人は「私が退職するより前に申立人が退職していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、A社は既に解散し、当時の事業主及び経理担当者も既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間におけるA社に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。